

育児休業取得支援行動計画

山上紘充税理士事務所

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年6月1日～ 令和8年5月31日までの2年間
2. 内容

目標1：育児休業を取得予定の社員及び育児休業から復職した社員に対するメンター制度を導入する。

<対策>

- 令和6年9月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和6年10月～ 運用ルールの検討、メンター選定
- 令和6年11月～ 運用ルールの決定、メンター研修の実施
制度導入、社内報などによる社員への周知

目標2：令和7年3月までに、3歳以上を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和7年2月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和7年2月～ 制度の導入、社内報などによる社員への周知

目標3：令和7年3月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、育児・介護休業法の規定を上回る日数付与、いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること）で取得できる制度など）。

<対策>

- 令和7年2月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和7年2月～ 制度の導入、社内報などによる社員への周知

目標4：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として、育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供を行う。

<対策>

- 令和6年10月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和6年11月～ 制度の導入、社内報などによる社員への周知